

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 6年 6月12日	第256号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 市 役 所 電 話 [0 5 2] 9 7 2 - 2 2 4 6 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目 次	次	ページ
告 示		
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第300号)	2
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第301号)	4
○ 令和 6年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について (健福・保険年金課)	(第302号)	6
○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について (健福・保険年金課)	(第303号)	7
○ 名古屋市スポーツ施設指定管理者の公募 (ス市・スポーツ施設課)	(第304号)	8
○ 名古屋市笹島寮の指定管理者の公募について (健福・保護課)	(第305号)	11
○ 名古屋市児童福祉施設 (児童館) の指定管理者の公募 (子青・青少年家庭課)	(第306号)	13
○ 名古屋市老人福祉センターの指定管理者の公募 (健福・高齢福祉課)	(第307号)	16
○ 名古屋市老人福祉センター (前津福祉会館) 及び名古屋市児童福祉施設 (前津児童館) の指定管理者の公募 (健福・高齢福祉課、子青・青少年家庭課)	(第308号)	19
○ 名古屋市老人福祉センター及び名古屋市児童福祉施設の指定管理者の公募 (健福・高齢福祉課、子青・青少年家庭課)	(第309号)	22
○ 名古屋市老人福祉センター (中川福祉会館)、名古屋市老人いこいの家及び名古屋市児童福祉施設 (中川児童館) の指定管理者の公募 (健福・高齢福祉課、子青・青少年家庭課)	(第310号)	26
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要数について	(第 3号)	29
監 査 委 員 告 示		
○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第 1号)	31
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第10号)	32

名古屋市告示第300号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年6月3日

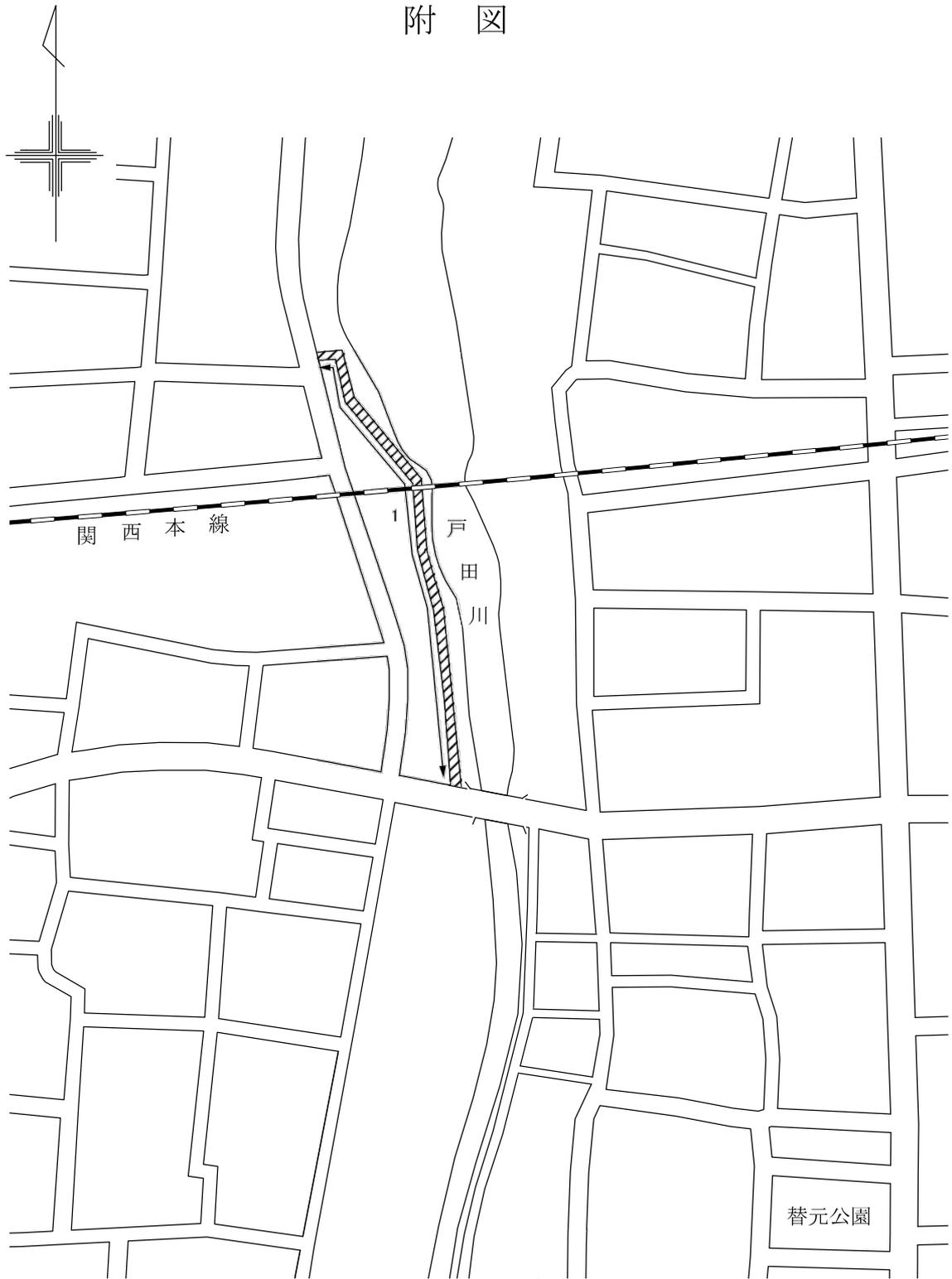
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域決定

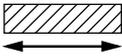
道路 の 種類	整理 番号	路線名	道路の区域			摘要
			区 間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	1	戸田明正一丁目自転車歩行者道線	名古屋市中川区戸田明正一丁目1609番地先から 名古屋市中川区戸田一丁目208番地先まで	0.200	4.00	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

 道路の区域を決定する部分

名古屋市告示第301号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和6年6月3日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年6月3日

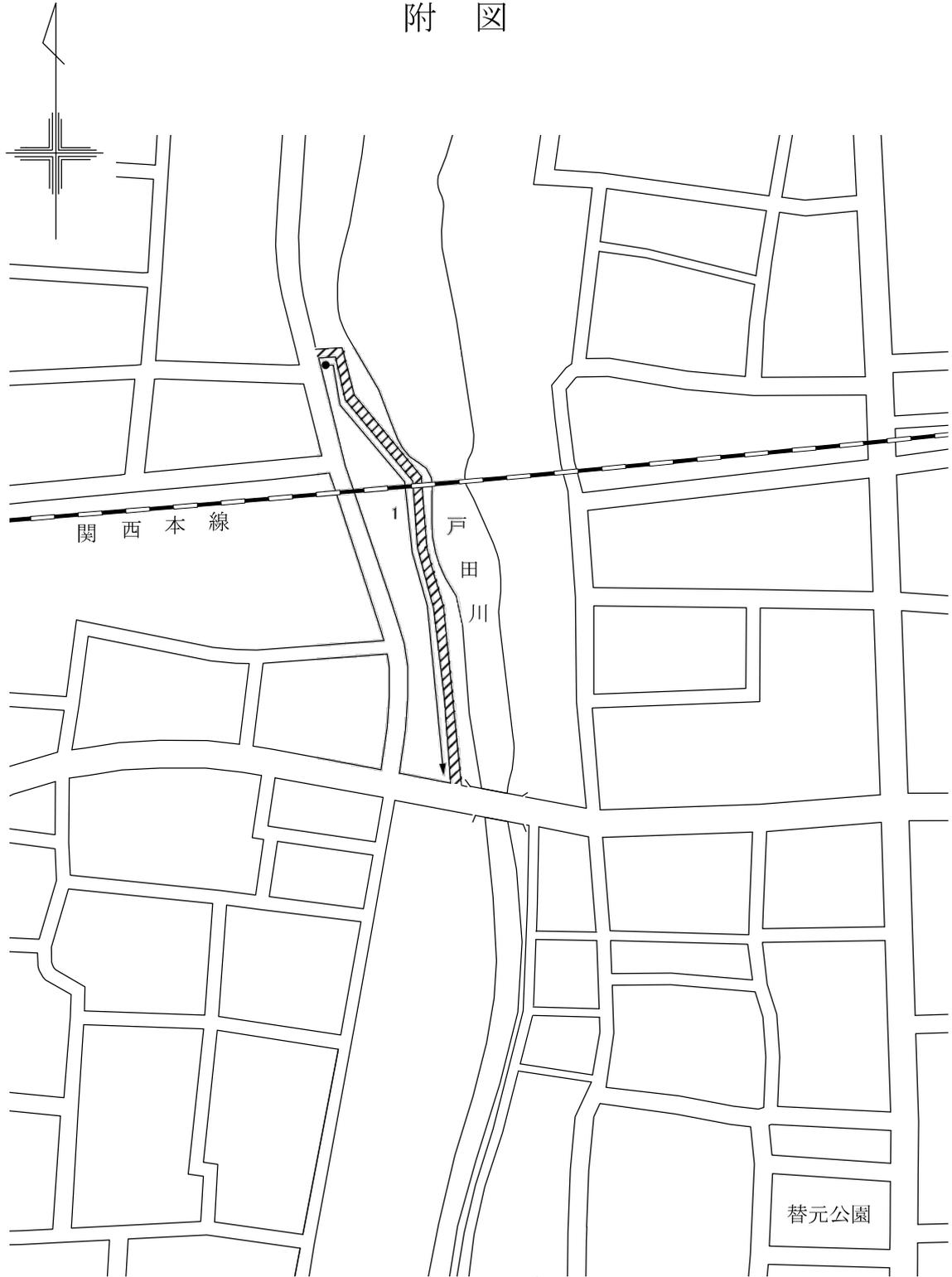
名古屋市長 河村たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

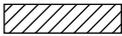
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	戸田明正一丁目自転車歩行者道線	名古屋市中川区戸田明正一丁目1609番地先から 名古屋市中川区戸田一丁目208番地先まで	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

-  自転車歩行者専用道路に指定し供用開始する路線
-  指定し供用開始する路線

名古屋市告示第 302号

令和 6年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則第17条及び附則第18条の規定により、令和 6年度分国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料率及び均等割額を次のとおり決定しました。

令和 6年 6月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0912
- (2) 均等割額 49,397円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0277
- (2) 均等割額 15,726円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0234
- (2) 均等割額 15,921円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 303号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

令和 6年 6月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.958
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.988

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 304号

名古屋市スポーツ施設指定管理者の公募

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第12条第1項の規定により名古屋市枇杷島スポーツセンター指定管理者、名古屋市緑スポーツセンター指定管理者、名古屋市中村スポーツセンター指定管理者、名古屋市名東スポーツセンター指定管理者及び名古屋市昭和スポーツセンター指定管理者を、名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第11条第1項の規定により名古屋市志段味スポーツランド指定管理者を、名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第12条第1項の規定により名古屋市中川プール指定管理者、名古屋市守山プール指定管理者、名古屋市鳴海プール指定管理者、名古屋市香流橋プール指定管理者、名古屋市山田プール指定管理者及び名古屋市富田北プール指定管理者を、次のとおり募集します。

令和 6年 6月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の概要

施設名	所在地
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市西区枇杷島一丁目 1番 2号
名古屋市緑スポーツセンター	名古屋市緑区相原郷一丁目2901番地
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市中村区中村町字待屋43番地の1
名古屋市名東スポーツセンター	名古屋市名東区猪高町大字高針字勢子坊 307番地の12
名古屋市昭和スポーツセンター	名古屋市昭和区吹上二丁目 6番15号
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市守山区桜坂五丁目 105番地

名古屋市中川プール	名古屋市中川区北江町 3丁目 1番地
名古屋守山プール	名古屋守山区村合町 197番地
名古屋鳴海プール	名古屋緑区浦里一丁目66番地
名古屋香流橋プール	名古屋千種区香流橋一丁目 2番35号
名古屋山田プール	名古屋西区五才美町 236番地の 1
名古屋富田北プール	名古屋市中川区吉津四丁目3201番地

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

- ア 一般の利用及び事業の実施に関する事。
- イ 使用の許可に関する事。
- ウ 施設の利用料金に関する事。
- エ 維持管理及び修繕（原形を不ずる修繕及び模様替を除きます。）に関する事。
- オ 緊急時対応に関する事。
- カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関する事。
- キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関する事。
- ク 指定管理者の引継ぎに関する事。
- ケ その他市が定める業務

(2) 指定管理者が独自に実施することができる業務

- ア 基本の使用（開場）時間外の施設の供用に関する事。
- イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除きます。）
- ウ 物販事業
- エ 広告業務
- オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000174948.html>

(2) 申請書類提出先及び問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3263 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送によります。

なお、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

令和 6年 7月22日（月）午前 9時から同月23日（火）午後 5時まで

ウ 提出期間

令和 6年 7月29日（月）午前 9時から同月30日（火）午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除きます。）

なお、予約受付時に市が指定した日時に提出してください。また、郵送の場合は指定日必着とします（書留郵便でお願いします。）。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課

名古屋市告示第 305号

名古屋市笹島寮の指定管理者の公募について

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市笹島寮の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市笹島寮

(2) 所在地

名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者に係る生活扶助の実施等に関すること。

(2) 退所者への支援に関すること。

(3) 名古屋市笹島寮（以下「笹島寮」という。）の使用料の徴収に関すること。

(4) 笹島寮の維持管理及び修繕に関すること。

(5) その他管理業務に関すること。

3 指定期間

5年間（令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2555

ファクシミリ番号 052-972-4148

電子メールアドレス a2555@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 6年 6月 7日（金）から同年 7月24日（水）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000152734.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 6年 7月24日（水）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所に直接お持ち下さい。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 306号

名古屋市児童福祉施設（児童館）の指定管理者の公募

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市児童館（名古屋市老人福祉センター（福祉会館）との合築施設を除く。以下同じ。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市千種児童館	名古屋市千種区振甫町 3丁目34番地
名古屋市西児童館	名古屋市西区花の木二丁目10番 7号
名古屋市中村児童館	名古屋市中村区上米野町 3丁目 7番地
名古屋市白金児童館	名古屋市昭和区白金一丁目20番24号
名古屋市南児童館	名古屋市南区東又兵ヱ町 3丁目35番地の 1

2 業務の範囲

(1) 児童館の運営に関する業務

- ア 子ども育成活動
- イ 子育て支援活動
- ウ 地域福祉促進活動
- エ 留守家庭児童健全育成事業

(2) 児童館の管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理

- エ 情報管理
- オ 苦情処理
- (3) その他の管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3257

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 6年 6月 7日（金）から同年 7月24日（水）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 6年 7月24日（水）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 307号

名古屋市老人福祉センターの指定管理者の公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター（名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）に規定する児童館との併設施設を除く。以下「福社会館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市都福社会館	名古屋市千種区豊年町15番 9号
名古屋市天神山福社会館	名古屋市西区花の木三丁目18番12号
名古屋市名楽福社会館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18
名古屋市昭和福社会館	名古屋市昭和区御器所通 1丁目 6番地の 1
名古屋市笠寺福社会館	名古屋市南区白雲町57番地

2 業務の範囲

(1) 福社会館の運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 生活相談及び健康相談の実施
- ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- エ 機能回復訓練の実施
- オ 入浴事業の実施
- カ 電話相談事業の実施
- キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施

(2) 福社会館の管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理
- エ 情報管理
- オ 苦情処理

(3) その他の管理業務

- (4) 指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 6年 6月 7日（金）から同年 7月24日（水）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

- ア 受付期限

令和 6年 7月24日（水）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 308号

名古屋市老人福祉センター（前津福祉会館）及び名古屋市児童福祉施設（前津児童館）の指定管理者の公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項及び名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第5条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）と名古屋市児童福祉施設（以下「児童館」という。）の建物が併設されている施設のうち、名古屋市前津福祉会館・児童館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市前津福祉会館・児童館

(2) 所在地

名古屋市中区大須四丁目15番15号

2 業務の範囲

(1) 福祉会館の運営に関する業務

ア 利用の許可に関する事務

イ 生活相談及び健康相談の実施

ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施

エ 機能回復訓練の実施

オ 入浴事業の実施

カ 電話相談事業の実施

キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施

- (2) 福社会館において指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務
- (3) 児童館の運営に関する業務
 - ア 子ども育成活動
 - イ 子育て支援活動
 - ウ 地域福祉促進活動
 - エ 留守家庭児童健全育成事業
- (4) 福社会館及び児童館の管理に関する業務
 - ア 施設保守管理
 - イ 会計管理
 - ウ 安全管理
 - エ 情報管理
 - オ 苦情処理
- (5) その他の管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和11年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

ア 福社会館

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

イ 児童館

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3257

名古屋市告示第 309号

名古屋市老人福祉センター及び名古屋市児童福祉施設の指定管理者の公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項及び名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第5条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター（以下「福社会館」という。）と名古屋市児童福祉施設（以下「児童館」という。）の建物が併設されている施設（名古屋市前津福社会館・児童館及び名古屋市中川福社会館・児童館を除く。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市高岳福社会館・児童館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号
名古屋市上飯田福社会館・児童館	名古屋市北区上飯田南町 1丁目45番地の 4
名古屋市瑞穂福社会館・児童館	名古屋市瑞穂区萩山町 1丁目22番地
名古屋市熱田福社会館・児童館	名古屋市熱田区四番二丁目10番10号
名古屋市港福社会館・児童館	名古屋市港区寛政町 7丁目28番地
名古屋市守山福社会館・	名古屋市守山区小幡一丁目 3番15号

児童館	
名古屋市緑福社会館・児童館	名古屋市緑区相原郷二丁目 701番地
名古屋市名東福社会館・児童館	名古屋市名東区亀の井二丁目 201番地
名古屋市天白福社会館・児童館	名古屋市天白区池場五丁目1801番地

2 業務の範囲

(1) 福社会館の運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 生活相談及び健康相談の実施
- ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- エ 機能回復訓練の実施
- オ 入浴事業の実施
- カ 電話相談事業の実施
- キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施

(2) 福社会館において指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務

(3) 児童館の運営に関する業務

- ア 子ども育成活動
- イ 子育て支援活動
- ウ 地域福祉促進活動
- エ 留守家庭児童健全育成事業

(4) 福社会館及び児童館の管理に関する業務

- ア 施設保守管理
- イ 会計管理
- ウ 安全管理
- エ 情報管理
- オ 苦情処理

(5) その他の管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

ア 福社会館

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

イ 児童館

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3257

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 6年 6月 7日（金）から同年 7月24日（水）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 6年 7月24日（水）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 310号

名古屋市老人福祉センター（中川福祉会館）、名古屋市老人いこいの家及び名古屋市児童福祉施設（中川児童館）の指定管理者の公募

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項、名古屋市老人いこいの家条例（昭和45年名古屋市条例第12号）第5条第1項及び名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第5条第1項の規定により、名古屋市老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）と名古屋市児童福祉施設（以下「児童館」という。）の建物が併設されている施設のうち、名古屋市中川福祉会館・児童館及び名古屋市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 6年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市中川福祉会館・児童館	名古屋市中川区八幡本通 2丁目40番地
名古屋市老人いこいの家	名古屋市中川区下之一色町字宮分19番地

2 業務の範囲

(1) 福祉会館の運営に関する業務

- ア 利用の許可に関する事務
- イ 生活相談及び健康相談の実施
- ウ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
- エ 機能回復訓練の実施

- オ 入浴事業の実施
- カ 電話相談事業の実施
- キ その他高齢者の福祉に関する事業の実施
- (2) 福社会館において指定管理者が実施するものとして別途名古屋市と委託契約を締結して行う業務
- (3) 老人いこいの家の運営に関する業務
 - ア 利用の許可に関する事務
 - イ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事業の実施
 - ウ その他高齢者の福祉に関する事業の実施
- (4) 児童館の運営に関する業務
 - ア 子ども育成活動
 - イ 子育て支援活動
 - ウ 地域福祉促進活動
 - エ 留守家庭児童健全育成事業
- (5) 福社会館、老人いこいの家及び児童館の管理に関する業務
 - ア 施設保守管理
 - イ 会計管理
 - ウ 安全管理
 - エ 情報管理
 - オ 苦情処理
- (6) その他の管理業務

3 指定期間

令和 7年 4月 1日から令和12年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

ア 福社会館及び老人いこいの家

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2542
ファクシミリ番号 052-955-3367
電子メールアドレス a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

イ 児童館

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
電話番号 052-972-3257
ファクシミリ番号 052-972-4439
電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 6年 6月 7日（金）から同年 7月24日（水）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和 6年 7月24日（水）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市選挙管理委員会告示第3号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和6年6月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤倫子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,779 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,116 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,779人	熱田区	18,331人
東区	22,882人	中川区	59,645人
北区	45,112人	港区	38,024人
西区	41,183人	南区	36,460人
中村区	38,130人	守山区	47,485人
中区	26,544人	緑区	66,948人
昭和区	28,701人	名東区	43,355人
瑞穂区	29,774人	天白区	43,294人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

314,821人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人新開章の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 6年 6月 4日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
米津 覚登	名古屋市北区金田町 5丁目17番地の 1	告示の日から令和 7年 3月31日まで
片山 映理子	名古屋市天白区梅が丘一丁目 801番地の 8	
高井 正樹	岐阜県岐阜市早田本町 2丁目24番地 5	
筒井 敬士	名古屋市名東区極楽一丁目 1番地 メゾンドパラディ 301号	
河口 航平	名古屋市東区泉三丁目23番 3号 プラウド高岳カームコート 202号	
竹中 雅史	岐阜県岐阜市長良雄総52番地 1	
平松 卓也	岐阜県岐阜市竜田町 8丁目 1番地 1 バンベール岐阜竜田1201号室	
中西 敏夫	岐阜県岐阜市下川手 152番地 4	

名古屋市監査事務局監査管理課

名古屋市上下水道局告示第10号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和6年6月28日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和6年7月1日

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
千種区	東山元町	4丁目 5丁目	一部	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局 山崎水処理センター
瑞穂区	大喜町	1丁目	〃	瑞穂区桃園町 名古屋市上下水道局 伝馬町水処理センター

- 3 供用を開始する排水施設の位置

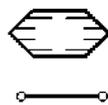
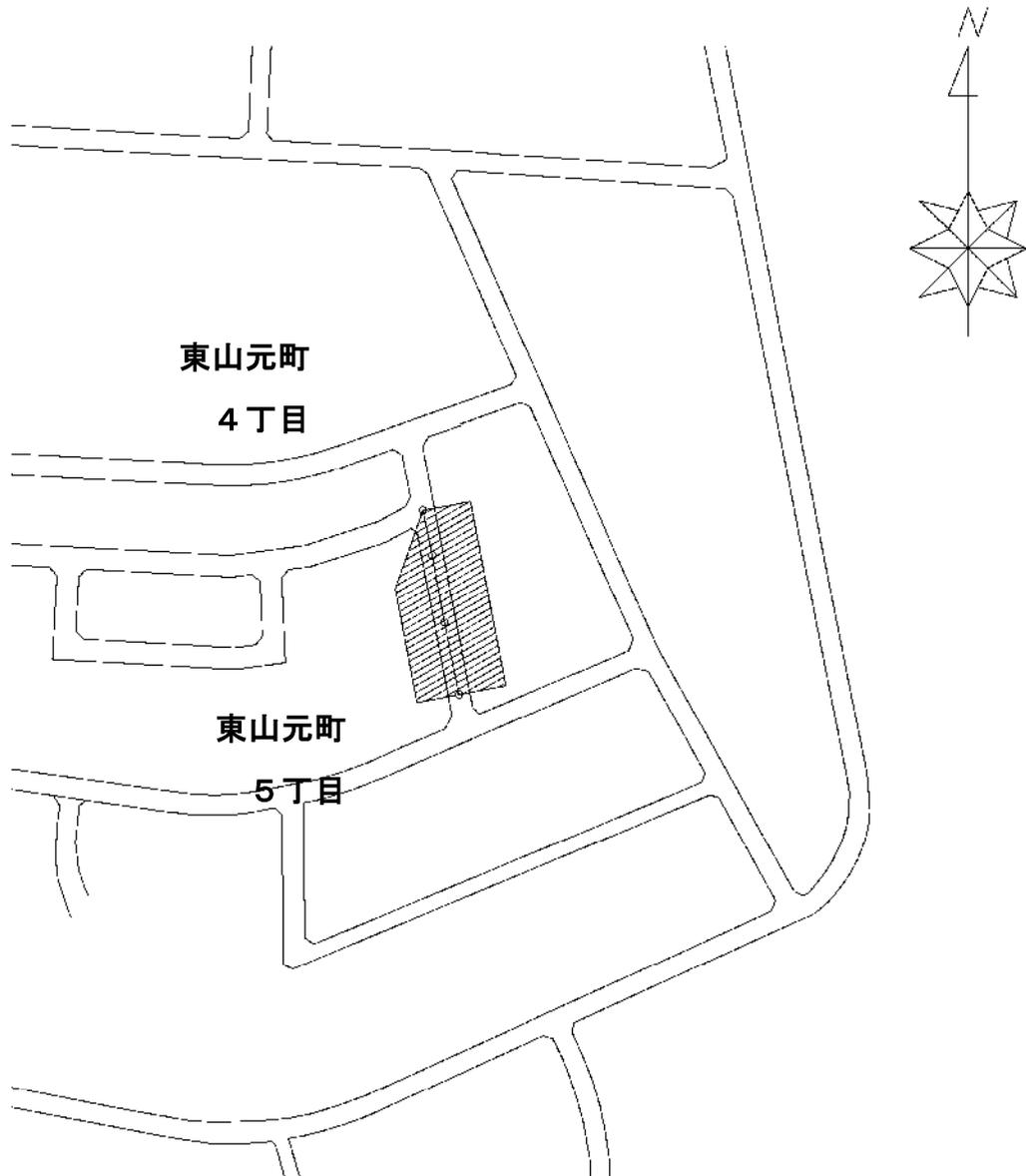
別添図面のとおり

- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	瑞穂区
分流式	千種区

排水施設の位置図

千種区（分流式）

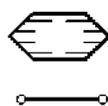
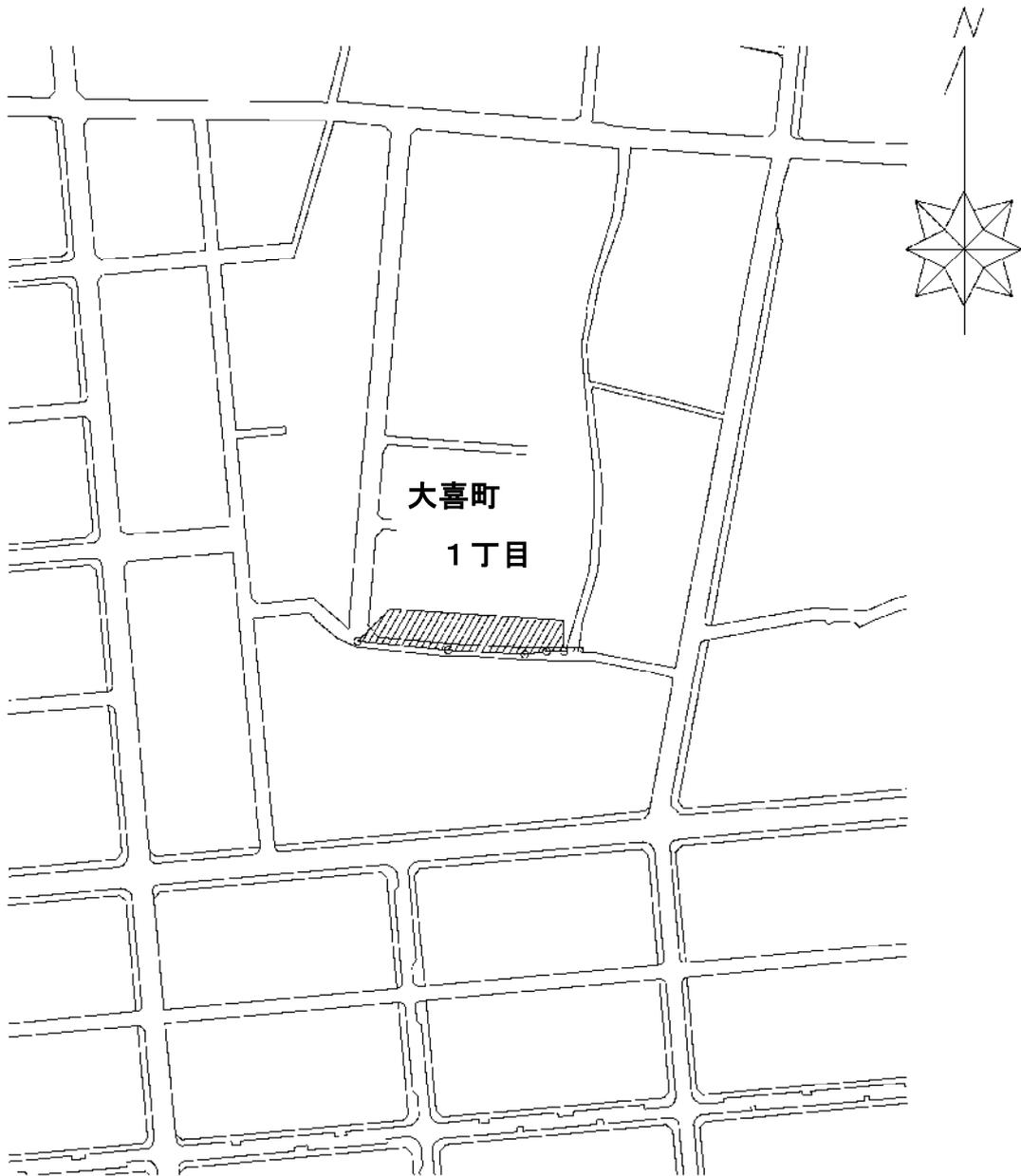


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

瑞穂区（合流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道